



三重県公報

平成30年6月22日（金）

第 3016 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| (番号) | (題 名) | (担当) | (頁) |
|--------------------|---|------------------|-----|
| 告 示 | | | |
| 408 | 生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定 | (地 域 福 祉 課) | 2 |
| 409 | 生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出 | (同) | 2 |
| 410 | 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出 | (同) | 2 |
| 411 | 生活保護法の規定による指定医療機関からの指定の辞退 | (同) | 2 |
| 412 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定 | (同) | 2 |
| 413 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出 | (同) | 3 |
| 414 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出 | (同) | 3 |
| 415 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの指定の辞退 | (同) | 3 |
| 416 | 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出 | (中小企業・サービス産業振興課) | 3 |
| 417 | 同件 | (同) | 4 |
| 418 | 同件 | (同) | 5 |
| 419 | 大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要 | (同) | 6 |
| 420 | 同件 | (同) | 7 |
| 421 | 同件 | (同) | 7 |
| 422 | 同件 | (同) | 7 |
| 423 | 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧 | (道 路 管 理 課) | 8 |
| 424 | 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧 | (同) | 9 |
| 425 | 証紙の販売所の所在地を変更した旨の届出 | (出 納 局) | 9 |
| 公 告 | | | |
| | 指定管理者の募集 | (農産物安全・流通課) | 10 |
| | 公共測量を実施する旨の通知 | (公 共 用 地 課) | 11 |
| 特 定 調 達 公 告 | | | |
| | 一般競争入札を行う旨 | (管 財 課) | 11 |
| 正 誤 | | | |
| | 平成29年8月8日付け三重県公報第2927号 | (治 山 林 道 課) | 14 |
| | 平成30年6月5日付け三重県公報第3011号 | (中小企業・サービス産業振興課) | 15 |

| |
|-----|
| 告 示 |
|-----|

三重県告示第 408 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 30 年 6 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 指定医療機関の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|----------------|-----------------|------------------|
| 多田クリニック | 松阪市嬉野中川町 1110-4 | 平成 30 年 5 月 1 日 |
| 津ファミリア歯科・こども歯科 | 津市観音寺町 442-11 | 平成 30 年 5 月 1 日 |
| 今村歯科医院 | 名張市桔梗が丘 4-2-79 | 平成 28 年 11 月 1 日 |
| 医療法人 錦歯科医院 | 津市上弁財町 18-16 | 平成 27 年 11 月 1 日 |
| クスリのアオキ江場薬局 | 桑名市江場 1316-1 | 平成 30 年 6 月 1 日 |
| セイムス尾鷲末広薬局 | 尾鷲市末広町 1037-1 | 平成 30 年 6 月 1 日 |

三重県告示第 409 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 30 年 6 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 指定医療機関の名称 | 所在地 | 変更後の名称等 | 変更年月日 |
|-----------|----------------|-------------------------|------------------|
| 桑名東医療センター | 桑名市寿町三丁目 11 番地 | 桑名市総合医療センター | 平成 30 年 5 月 1 日 |
| 医療法人志村医院 | 松阪市垣鼻町 561 番地 | 医療法人 あのつ 松阪あ のつクリニック | 平成 30 年 3 月 27 日 |

三重県告示第 410 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 30 年 6 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 指定医療機関の名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|----------------|-----------------|-------------------|
| 多田クリニック | 松阪市嬉野中川町 1110-4 | 平成 30 年 4 月 30 日 |
| メンタルクリニック名張 | 名張市栄町 2825 番地 1 | 平成 30 年 4 月 30 日 |
| 宮村歯科医院 | 津市一身田町 586 | 平成 30 年 5 月 4 日 |
| 津ファミリア歯科・こども歯科 | 津市観音寺町 442-11 | 平成 30 年 4 月 30 日 |
| 今村歯科医院 | 名張市桔梗が丘 4-2-79 | 平成 28 年 10 月 31 日 |

三重県告示第 411 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

平成 30 年 6 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 指定医療機関の名称 | 所在地 | 辞退年月日 |
|------------|---------------|------------------|
| 久保田歯科クリニック | 亀山市亀田町 380-23 | 平成 30 年 6 月 12 日 |

三重県告示第 412 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成30年6月22日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 指定医療機関の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|----------------|-----------------|------------|
| 多田クリニック | 松阪市嬉野中川町 1110-4 | 平成30年5月1日 |
| 津ファミリア歯科・こども歯科 | 津市観音寺町 442-11 | 平成30年5月1日 |
| 今村歯科医院 | 名張市桔梗が丘 4-2-79 | 平成28年11月1日 |
| 医療法人 錦歯科医院 | 津市上弁財町 18-16 | 平成27年11月1日 |
| クスリのアオキ江場薬局 | 桑名市江場 1316-1 | 平成30年6月1日 |
| セイムス尾鷲末広薬局 | 尾鷲市末広町 1037-1 | 平成30年6月1日 |

三重県告示第413号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成30年6月22日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 指定医療機関の名称 | 所在地 | 変更後の名称等 | 変更年月日 |
|-----------|----------------|-------------------------|------------|
| 桑名東医療センター | 桑名市寿町三丁目 11 番地 | 桑名市総合医療センター | 平成30年5月1日 |
| 医療法人志村医院 | 松阪市垣鼻町 561 番地 | 医療法人 あのつ 松阪あ のつクリニック | 平成30年3月27日 |

三重県告示第414号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成30年6月22日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 指定医療機関の名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|----------------|-----------------|-------------|
| 多田クリニック | 松阪市嬉野中川町 1110-4 | 平成30年4月30日 |
| メンタルクリニック名張 | 名張市栄町 2825 番地 1 | 平成30年4月30日 |
| 宮村歯科医院 | 津市一身田町 586 | 平成30年5月4日 |
| 津ファミリア歯科・こども歯科 | 津市観音寺町 442-11 | 平成30年4月30日 |
| 今村歯科医院 | 名張市桔梗が丘 4-2-79 | 平成28年10月31日 |

三重県告示第415号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

平成30年6月22日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 指定医療機関の名称 | 所在地 | 辞退年月日 |
|------------|---------------|------------|
| 久保田歯科クリニック | 亀山市亀田町 380-23 | 平成30年6月12日 |

三重県告示第416号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規

模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成30年6月22日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

SENOPARK 津 Aゾーン

津市白塚町九門久 479 ほか 16 筆及び字鎌田 3682-1 ほか 14 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|-------------|-------------------|--------|
| 株式会社LIXILビバ | 埼玉県上尾市上 298 番地の 1 | 豆成 勝博 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|-------------|----------------------------|--------|
| 株式会社LIXILビバ | 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目 13 番 1 号 | 渡邊 修 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|-------------|-------------------|--------|
| 株式会社LIXILビバ | 埼玉県上尾市上 298 番地の 1 | 豆成 勝博 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|-------------|----------------------------|--------|
| 株式会社LIXILビバ | 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目 13 番 1 号 | 渡邊 修 |

3 変更年月日

平成26年11月10日

4 変更理由

設置する者の住所及び代表者の氏名並びに小売業を行う者の住所及び代表者の氏名の変更のため

5 届出の日

平成30年6月7日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成30年6月22日から同年10月22日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第417号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 30 年 6 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名張ガーデンプラザ

名張市瀬古口 350

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|-------------------|-------------------|--------|
| 株式会社 L I X I L ビバ | 埼玉県上尾市上 298 番地の 1 | 豆成 勝博 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|-------------------|----------------------------|--------|
| 株式会社 L I X I L ビバ | 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目 13 番 1 号 | 渡邊 修 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|-----------------|---------------------------|--------|
| トステムビバ株式会社 | 埼玉県上尾市上 298 番地の 1 | 竹野 恭二 |
| 株式会社万代 | 大阪府大阪市生野区小路東三丁目 10 番 13 号 | 加藤 徹 |
| 株式会社ファーストリテイリング | 山口県山口市大字佐山 717-1 | 柳井 正 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|-------------------|----------------------------|--------|
| 株式会社 L I X I L ビバ | 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目 13 番 1 号 | 渡邊 修 |
| 株式会社万代 | 大阪府大阪市生野区小路東三丁目 10 番 13 号 | 阿部 秀行 |
| 株式会社スギ薬局 | 愛知県大府市横根町新江 62 番地の 1 | 杉浦 克典 |

3 変更年月日

- (1) 平成 26 年 11 月 10 日

- (2) 平成 28 年 5 月 1 日

4 変更理由

設置する者の住所及び代表者の氏名並びに小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名の変更のため

5 届出の日

平成 30 年 6 月 7 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 30 年 6 月 22 日から同年 10 月 22 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 418 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 30 年 6 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名張ガーデンプラザBゾーン
名張市瀬古口丁の坪 365

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|-------------|-------------------|--------|
| 株式会社LIXILビバ | 埼玉県上尾市上 298 番地の 1 | 豆成 勝博 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|-------------|----------------------------|--------|
| 株式会社LIXILビバ | 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目 13 番 1 号 | 渡邊 修 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|------------|-------------------|--------|
| トステムビバ株式会社 | 埼玉県上尾市上 298 番地の 1 | 豆成 勝博 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|-------------|----------------------------|--------|
| 株式会社LIXILビバ | 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目 13 番 1 号 | 渡邊 修 |

3 変更年月日

平成 26 年 11 月 10 日

4 変更理由

設置する者の住所及び代表者の氏名並びに小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名の変更のため

5 届出の日

平成 30 年 6 月 7 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 30 年 6 月 22 日から同年 10 月 22 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 419 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により熊野市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 6 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン熊野店
熊野市井戸町井土 353-1

- 2 熊野市から聴取した意見
意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 30 年 6 月 22 日から同年 7 月 23 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 420 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 6 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
SUPER CENTER PLANT伊賀店
伊賀市ゆめが丘一丁目 1-1
- 2 伊賀市から聴取した意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
 - ア 出入口①はスクールバス乗降場所付近であるため、生徒が安全に乗降車できるように配慮すること。
 - イ 出入口①②及び③はスクールバス運行経路になるため、渋滞等によりスクールバスの安全面、ダイヤ等へ影響が出ないように配慮すること。
 - (2) その他の事項
 - ア 第 1 回住民等説明会において、住民側の意見に対し「住宅地内への進入規制の注意喚起案内など、可能な範囲で設置者（株式会社 PLANT）側で対応したい。」と回答を行っている件について、今後、道路敷地上に何らかの注意喚起物を設置するときは、道路占有等についての事前協議の上、所定の申請手続きを行うこと。
 - イ 市道（四十九町ゆめが丘線及びゆめが丘環状線）乗入加工に伴う道路施行承認申請（道路法 24 条申請）については、事前協議内容のとおり申請手続きを行うこと。また、変更等が生じるときは、伊賀市と協議の上、変更手続きを行うこと。
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 30 年 6 月 22 日から同年 7 月 23 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 421 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により明和町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 6 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール明和
多気郡明和町大字中村字長波賀 1223 番地ほか 71 筆
- 2 明和町から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 30 年 6 月 22 日から同年 7 月 23 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 422 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により明和町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 6 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
DCモール金剛坂
多気郡明和町大字金剛坂字辰ノ口 1011 番ほか 27 筆
- 2 明和町から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 30 年 6 月 22 日から同年 7 月 23 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 423 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
平成 30 年 6 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 306 号
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|--|------|-------------|---------|
| いなべ市北勢町瀬木字川向 420 番 4 地先 から いなべ市北勢町瀬木字川向 420 番 3 地先 まで | 旧 | 22.76～38.82 | 51.26 |
| | 新 | 17.86～18.29 | 51.26 |

第 2

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 365 号
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|--|------|-------------|---------|
| いなべ市北勢町瀬木字川向 420 番 3 地先 から いなべ市北勢町瀬木字川向 420 番 4 地先 まで | 旧 | 22.76～38.82 | 51.26 |
| | 新 | 17.86～18.29 | 51.26 |

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 津久居線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|--|------|-------------|---------|
| 津市久居北口町字駒走り 972 番 14 地先 から 津市久居北口町字老丁田 2659 番 2 地先 まで | 旧 | 15.50～20.70 | 13.00 |
| | 新 | 15.50～21.10 | 13.00 |

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 一志美杉線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|---|------|------------|---------|
| 津市一志町波瀬字掛橋 7591 番地先 から 津市一志町波瀬字掛橋 7590 番 1 地先 まで | 旧 | 3.70～5.50 | 27.60 |
| | 新 | 3.70～8.70 | 27.60 |

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 八知下多気一志線

3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|---|------|------------|---------|
| 津市一志町波瀬字掛橋 7590 番 1 地先 から 津市一志町波瀬字掛橋 7591 番地先 まで | 旧 | 3.70～5.50 | 27.60 |
| | 新 | 3.70～8.70 | 27.60 |

第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安乗港線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|-------------------------|------|-------------|---------|
| 志摩市阿児町安乗字林山 371 番 2 地先内 | 旧 | 5.73～6.40 | 31.72 |
| | 新 | 13.82～15.60 | 31.72 |

第 7

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 165 号
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|----------------------|------|-------------|---------|
| 伊賀市岡田字手登 518 番 8 地先内 | 旧 | 10.82～39.36 | 50.30 |
| | 新 | 10.82～44.68 | 50.30 |

第 8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 甲賀阿山線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|--|------|-------------|---------|
| 伊賀市玉瀧字焼尾 10149 番 1 地先 から 伊賀市玉瀧字焼尾 10150 番 1 地先 まで | 旧 | 10.28～24.62 | 72.20 |
| | 新 | 10.28～44.40 | 72.20 |

三重県告示第 424 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 平成 30 年 6 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|---------------|--|------------------|
| 県道 松阪青山線 | 津市白山町福田山字南山 1070 番 5 地先 から 津市白山町福田山字南山 1069 番 5 地先 まで | 平成 30 年 6 月 22 日 |
| 県道 南島大宮大台線 | 度会郡南伊勢町河内字寺垣外 513 番 3 地先 から 度会郡南伊勢町河内字寺垣外 513 番 4 地先 まで | 平成 30 年 6 月 22 日 |

三重県告示第 425 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更した旨の届出がありました。
 平成 30 年 6 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 販売人の名称 | 販売所の名称 | 所在地 | | 変更年月日 |
|---------------|--------|-----------------------|-----------------------|-----------------|
| | | 旧 | 新 | |
| 北伊勢上野信用 金庫 | 佐那具支店 | 伊賀市佐那具町 933 番地 の 1 | 伊賀市平野北谷 476 番地 の 1 | 平成 30 年 7 月 1 日 |
| | 柘植支店 | 伊賀市柘植町 2146 番地 の 2 | 伊賀市馬場 1120 番地の 1 | |

| |
|-----|
| 公 告 |
|-----|

次のとおり三重県地方卸売市場に係る指定管理者を募集します。

平成 30 年 6 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 施設の概要

- (1) 名称
三重県地方卸売市場
- (2) 所在地
三重県松阪市小津町 800 番地ほか
- (3) 規模等
開設 昭和 56 年 7 月
敷地面積 144,448.08 m²

2 指定期間（予定）

平成 31(2019)年 4 月 1 日から平成 36(2024)年 3 月 31 日までとします。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 三重県地方卸売市場（以下「県市場」といいます。）内での業務の承認等に関する業務
- (2) 県市場施設の利用の許可等に関する業務
- (3) 利用料金の収受等に関する業務
- (4) 県市場施設の維持管理等に関する業務
- (5) その他知事が県市場の管理運営上必要と認める業務

4 指定管理者の資格に関する事項

法人その他の団体であることその他三重県地方卸売市場指定管理者募集要項（以下「募集要項」といいます。）に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。

5 申請の手続等に関する事項

- (1) 申請の方法
指定申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。
- (2) 募集要項の配布方法
7 の場所で、平成 30 年 6 月 22 日（金）から同年 7 月 13 日（金）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日を除きます。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間は除きます。）配布します。
なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、250 円分の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、7 の場所宛てへ平成 30 年 7 月 13 日（金）午後 5 時までに請求してください。
- (3) 現地説明会
平成 30 年 7 月 17 日（火）午前 10 時から行います。参加を希望する法人その他の団体は、平成 30 年 7 月 13 日（金）午後 5 時までに 7 の場所へ申込みを行ってください。
なお、現地説明会への参加が資格要件の 1 つとなっていますので、御注意ください。
- (4) 申請書類の受付
7 の場所へ、平成 30 年 7 月 26 日（木）から同年 8 月 1 日（水）までの間に持参し、又は郵送してください。
なお、持参の場合は三重県の休日を定める条例第 1 条に規定する休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間は除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で平成 30 年 8 月 1 日（水）午後 5 時必着とします。

6 選定及び指定の方法

提出された申請書類を基に三重県地方卸売市場指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

7 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県農林水産部農産物安全・流通課市場班（三重県庁本庁舎 6 階） 担当 伊藤、内山、橋本

電話 059-224-2497

ファクシミリ 059-223-1120

電子メール noan@pref.mie.jp

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

平成 30 年 6 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（地形測量）
- 2 作業期間
平成 30 年 5 月 31 日から同年 11 月 26 日まで
- 3 作業地域
いなべ市藤原町山口

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 30 年 6 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量
三重県本庁舎で使用する電気（予定使用量）3,097,000 kWh
 - (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 使用期間
平成 30 年 10 月 1 日（月）0 時から平成 31 年 9 月 30 日（月）24 時まで
 - (4) 需要場所
三重県津市広明町 13 番地 三重県本庁舎
 - (5) 業種及び用途
官公署（事務所）
 - (6) 供給計画等
調達説明書（仕様書）に示すとおりです。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 平成 30 年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第 6 条に定める落札資格を保有する事業者であること。

オ 小売電気事業者にあつては供給実績があること（一般送配電事業の許可を受けている者を除きます。）。

3 入札に関する事項

(1) 本件入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により参加することもできます。

(2) 本件入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

なお、本件入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により参加する場合は利用登録申請に使用電子証明届（ICカード使用届）は不要とします。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより本件入札の競争入札資格確認申請をした後は、書面による入札への途中変更はできません。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、平成 30 年 7 月 13 日（金）15 時までに電子入札システムより(1)の競争入札参加資格確認申請を行い、入札参加資格があることの確認を受けてから入札書の提出を行ってください。

また、書面により入札に参加する者にあつては(1)の競争入札参加資格確認申請書（紙入札用）を 5(1)の場所に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けた場合は、書面により入札に参加することができます。

なお、落札候補者にあつては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を平成 30 年 8 月 10 日（金）15 時までに提出していただきます。

また、提出した書類等について説明をお願いする場合があります。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

(4) 一般送配電事業者及び小売電気事業者が平成 30 年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第 6 条に定める落札資格保有者であることを証明する書類

なお、新たに平成 30 年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第 6 条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第 5 条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

【提出部局】

三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班

電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016

(5) 小売電気事業者にあつては供給実績があることを証明する書類（一般送配電事業の許可を受けている者を除きます。）。

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部管財課管財班 担当 田中

電話 059-224-2135 ファクシミリ 059-224-2111 電子メール kanzai@pref.mie.jp

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成 30 年 8 月 2 日（木）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成 30 年 7 月 20 日（金）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 30 年 8 月 2 日（木）14 時まで

イ 書面により入札書を提出する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で局留郵便として提出してください。

提出締切日時 平成 30 年 8 月 2 日（木）14 時

なお、三重県庁内郵便局へは平成 30 年 7 月 24 日（火）から同年 8 月 2 日（木）14 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県総務部管財課管財班

案件名 三重県本庁舎で使用する電気 入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 30 年 8 月 2 日（木）14 時 30 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部管財課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を記載するものとします。

よって、調達システムで通知される落札金額（税抜き）欄については、表示上は税抜きであっても、既に消費税及び地方消費税分が加算された額となりますので、御留意願います。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格及び落札資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 契約書作成の要否
要

- (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

また、入札参加者が1者になった場合は、入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札参加者の負担とします。

- (4) 苦情申立て

政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、三重県政府調達苦情検討委員会に苦情の申立てがあり、同委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし落札停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

- (6) 本件入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止や契約解除等の厳正な措置を講じます。

- (7) 本件入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Electricity (approx. 3,097,000kWh) to be used in the main buildings of the Mie Prefectural Government Office

- (2) Supply period:

From 0:00 A.M. on Monday, October, 1, 2018 to 12:00 P.M. on Monday, September, 30, 2019

- (3) Supply place:

Main buildings of the Mie Prefectural Government office

- (4) Bid Submission Deadline

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, August, 2, 2018.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, July, 24, 2018 and 2:00 P.M. on Thursday, August, 2, 2018.

- (5) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Thursday, August, 2, 2018.

- (6) Managing Authority :

Property Management Division, General Affairs Department, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2135

正 誤

平成29年8月8日付け三重県公報第2927号に登載しました、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知の告示中

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|---------|---|---|
| 6 | 7から10まで | ア 主伐に係る伐採種は定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものと | ア 次の森林については、主伐は択伐による。松阪市（次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐にかかる伐採種は定めない。 |

する。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

平成 30 年 6 月 5 日付け三重県公報第 3011 号に登載しました、大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出の告示中

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|----|----------------|----------------|
| 4 | 10 | 熊野市井戸町井上 353-1 | 熊野市井戸町井土 353-1 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
